坂井市景観計画

目を閉じて思い浮かぶ
美しいふるさと坂井
かわることのない懐かしさと安心感、未来を予感させる新しさと期待感

坂井市

≪目　　次≫

序　章　計画策定の背景と目的

１．「景観」とは …… 1
２．今、なぜ「景観」なのか …… 2
３．策定の目的 …… 3

第１章　景観計画区域

１．坂井市景観計画区域 …… 4
２．特定景観計画区域 …… 5

第２章　良好な景観の形成に関する方針

第１節　坂井市景観計画区域

１．景観づくりの基本理念 …… 7
２．景観づくりの基本目標 …… 8
３．景観づくりの基本方針 …… 9

第２節　湊町地区特定景観計画区域

１．景観づくりの目標 …… 11
２．景観づくりの方針 …… 11

第３節　城周辺地区特定景観計画区域

１．景観づくりの目標 …… 12
２．景観づくりの方針 …… 12

第３章　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

第１節　坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）

１．届出の対象となる行為 …… 13
２．良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準） …… 14

第２節　湊町地区特定景観計画区域

１．届出の対象となる行為 …… 16
２．良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準） …… 17

第３節　城周辺地区特定景観計画区域

１．届出の対象となる行為 …… 19
２．良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準） …… 20

第４章　景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に関する事項

１．景観重要建造物の指定の方針 ･･･ 23
２．景観重要樹木の指定の方針 ･･･ 23

第５章　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

第１節　坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）

１．届出の対象となる行為 ･･･ 24
２．良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準） ･････････････････････ 24

第２節　湊町地区特定景観計画区域

１．届出の対象となる行為 ･･･ 26
２．良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準） ･････････････････････ 26

第３節　城周辺地区特定景観計画区域

１．届出の対象となる行為 ･･･ 27
２．良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準） ･････････････････････ 27

第６章　景観重要公共施設の整備に関する事項

１．景観重要公共施設の整備に関する事項 ･････････････････････････････････････ 28

第７章　実現に向けて

１．「協働」による景観づくりの推進 ･･･ 29
２．制度・施策の積極的な活用 ･･･ 31

序　章　計画策定の背景と目的

1　「景観」とは

景観とは、「景」を「観る」と書きます。すなわち、私たちが「視覚」によって得る情報、視覚的環境像はすべて「景観」と呼ぶことができます。

また、「景観」は、英語の Landscape（ランドスケープ）の訳であり、自然や土地・地域の個性を大切にすること、部分的な判断ではなく、全体性や総合性を大切にすることが重要となります。

このように、「景観」とは、全体的な広がりをもった視覚的情報として認識されるものであり、「良い景観」を実現するためには、大きく次の３点を意識することが必要と考えられます。

①広がりや奥行きを意識する

「景観」は、見られるモノ（視対象）、それを見る場所（視点場）、両者を結ぶ線（視線軸）によって構成されますが、実際には、もっと広い視野で空間を捉えています。

視対象となるモノの周囲や背景にある空間（景域）を含めて景観を捉えることが重要です。

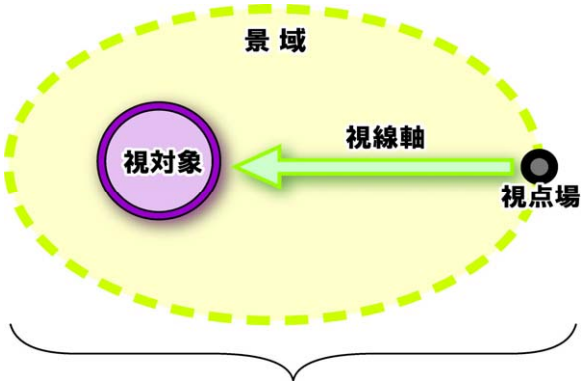

「景観」の構成要素

②場所性・関係性を意識する

どんなに洗練された都会的な建築物や構造物であっても、それを建てる場所が緑豊かな田園や山間、あるいは荘厳な歴史的空間であった場合、その建築物や構造物は、その地域がもっている個性を損ねる要因となってしまいます。

「景観」は、広がりや奥行きをもった空間で認識されるものであり、田園や山なみ、水辺、まちなみなどといった、モノを置く場所の周囲との関係を意識することが重要です。

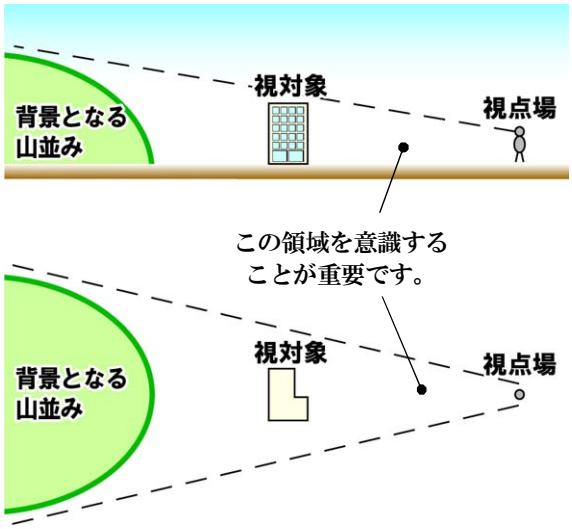

③身近な生活空間、生活様式を意識する

特別に美しい空間のみに配慮していても、美しいふるさと、豊かな暮らしを実感するまでには至りません。身の回りの生活空間に対しても目を向け、美しさが損なわれないように、少しずつでも美しさを高めていくことが重要です。生活景は、暮らしのあり様の表れであり、美しい生活景を実現するためには、市民一人ひとりが、「便利さ」「お手軽さ」だけでなく、「心の豊かさ」「美しさ」を意識したライフスタイルを取り入れることが重要です。

2 今、なぜ「景観」なのか

全国的な「景観」への意識の高まり

これまで我が国は、高度経済成長期を背景として社会資本ストックの量的充足を目指し、一貫して高い投資水準を維持してきましたが、近年においては、人口減少、少子高齢化の進展、地方分権、公共投資の縮小、まちづくりに対する市民の関心の高まり、地球環境問題、価値観やライフスタイルの多様化など、我が国の社会経済情勢は大きな変革期にあります。

このように都市づくりの前提条件がこれまでと大きく様変わりを見せていることから、平成 12 年には『安定・成熟した都市型社会』というキャッチフレーズのもとで都市計画法が抜本的に改正され、平成 14 年には市民との協働によるまちづくりなどの指針が都市計画法に盛り込まれました。

また、美しいまちに対する国民的意識の高まりに応えるとともに、観光立国を目指して都市づくりの方向を美しい国づくりへと大きく舵を切ることが「美しい国づくり政策大綱」として宣言され、平成 16 年には景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されました。

平成 20 年 1 月 1 日現在、公示済及び公示予定のものを含め 314 の地方公共団体が景観行政団体として位置づけられ、全国各地で、それぞれの景観特性を活かした積極的な取り組みが進められています。

美しいふるさと坂井の継承、未来への責任

緑豊かで多様な動植物が生息する山なみ、周囲に広がる農地や里山、まちに潤いを与える河川や用水など、四季折々に変化する美しい自然風景をはじめ、これらの自然を背景とする農村集落や往時の雰囲気が漂う歴史的な街なみ、活力ある国土幹線道路など、様々な風景と出会えます。

本市の多彩な風景は、豊かな暮らしを支えてきたにもかかわらず、都市化の波により、山林や農地の減少・荒廃、水辺環境の悪化といった自然環境の破壊、歴史や伝統・文化を重んじる精神の希薄化など、まちの発展の影に美しい自然や歴史、文化が代償になってきた面もあります。

全国的に『美しさ』や『歴史・文化』などを再生する動きが進められている中、坂井市の美しい自然や固有の歴史や伝統・文化を守り、豊かさを実感できる景観としてしっかりと未来に受け継いでいくことは、現代を生きる私たちにとって重要な責務であると言えます。

豊かさを実感できる美しいまちづくり

２０世紀後半の我が国の経済発展は目覚しいものがあり、私たちの暮らしは随分と便利で快適になりました。しかし、一方で、私たちは豊かさを実感し切れていないのではないでしょうか。

豊かさは、便利さや快適さが充足しているだけでなく、美しさや感動に満ちた暮らしをおくることが可能になって、実感できるものではないでしょうか。

これからは、私たち自身が、実際に生活する地域を見つめ直し、わがまちに誇りと愛着を感じ、楽しみながら少しずつ景観づくりを実践していくことにより、故郷の美しさを磨き、感動体験を積み重ねて、豊かさと暮らしやすさが実感できる坂井市を創り上げていくことが大切です。

これから生まれてくる子どもたちのため、豊かな緑や水辺が心にうるおいを与え、人々の笑顔や活気に満ちた様子に、元気が湧いてくる“美しいふるさと坂井”の実現を目指し、将来を見据えた景観づくりに取り組んでいきます。

3 策定の目的

坂井市では、“目を閉じて思い浮かぶ美しいふるさと 坂井”を目指し、積極的な景観行政を推進するため、「坂井市景観づくり基本計画」を策定しました（平成２０年９月策定）。

これからの景観づくりは、「坂井市景観づくり基本計画」に基づき、市民、企業、まちづくり団体、行政などが目指す方向性を共有し、ともに手を取り合いながら協働して守り、育み、創り上げていく必要があります。

坂井市景観計画は、「坂井市景観づくり基本計画」に定める景観形成の目標等を実現するため、景観法（平成１６年法律第１１０号。以下「法」という。）に基づき、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて、地域の景観特性に配慮しながら定めるものです。

第１章　景観計画区域

（法第８条第２項第１号）

1　坂井市景観計画区域

坂井市は、東部に標高 1,044mの丈競山をはじめとした山地が横たわり、ほぼ市内全域から、四季折々に見せる美しい姿を望むことができます。

また、この山地に降る雨や雪がせせらぎとなって北部を流れる竹田川、南部に流れる本県を代表する大河、九頭竜川はやがて西部で合流して日本海へと注いでおり、規模は違うもののそれぞれに水辺特有の潤いのある景観を呈しています。

これらの河川は、本市中央に広がる雄大な穀倉地帯を潤しており、農地や農村集落が一体となって田園的景観を形成しています。

西部の日本海沿岸部では、東尋坊や雄島、越前松島の荒々しい日本海のイメージを象徴する景観や、サンセットビーチ、浜地海水浴場の砂浜など、特徴的な景観を形成しています。

一方、江戸期に北前船の周航によって栄えた三国湊の歴史的な街なみや、現存するわが国最古の天守閣を有する丸岡城などは、本市の歴史を物語る景観を形成しています。

このように多彩な本市の景観特性を踏まえ、そして活かし、景観づくりに取り組むことにより、美しいふるさと坂井景観は創造されるため、本計画の対象区域（以下「坂井市景観計画区域」という。）を坂井市全域とします。

景観計画では、地域の特性に応じて区域を区分し、それぞれの区域ごとに届出対象行為や行為ごとの景観形成基準などを定めることができます。このため、地域の個性を活かした良好な景観を守り、育むため、以下に述べる特徴的な景観づくりを進める景観計画区域（以下「特定景観計画区域」という。）においては、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導することとし、それ以外の坂井市景観計画区域では、良好な景観の形成を著しく阻害する要因となる行為を抑制するため、景観形成に大きな影響を与える大規模な建築物等の建築などの行為について、適正に規制・誘導することとします。

■景観計画区域の範囲

2　特定景観計画区域

三国湊の歴史的な街なみが残る区域や、丸岡城周辺の城下町の区域は、これまで建築物の建築などの行為について、あらかじめ届出を求めるなど、景観の誘導に取り組んできました。今後、さらにこれらの取り組みを発展させていくため、これらの区域を「特定景観計画区域」に指定し、区域ごとに届出対象行為や行為ごとの景観形成基準を定め、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導していきます。

今後、「坂井市景観づくり基本計画」において、重点的に景観づくりを進めていくべき区域として位置づけのある「景観形成重点地区」や、その他地域住民の景観づくりの意欲が高い区域において、それぞれの景観特性に応じた目指すべき景観のイメージや景観形成基準に関する地域住民の合意形成を図りながら、順次、「特定景観計画区域」の追加・拡大を行います。

（１）湊町地区特定景観計画区域

本区域は、北前船の寄港地であった三国湊の繁栄に伴い形成された、古くからの市街地であり、昔ながらの坂道や小道の多い市街地形態に、歴史的な町家や寺社仏閣などの歴史・文化資源が数多く残されているとともに、北陸を代表する祭りである三国祭の舞台として、また、三国地区の鉄道の玄関口として、三国地区の中心的な地区となっています。

本区域では、これらの地区特性を活かし、地区内の道路や小公園、集会所などの地区施設の整備を進めるとともに、地域住民による「景観づくり協定」を締結するなど、各種施策の展開による個性的な街なみの形成を進めてきました。

今後とも、地区特性を活かした湊町らしい風情ある景観づくりを進めるため、きめ細かな景観誘導を進める「湊町地区特定景観計画区域」として指定します。

■景観計画区域の範囲

（２）城周辺地区特定景観計画区域

本区域は、現存する日本最古の天守閣である丸岡城と、武家屋敷や町家が建ち並んでいた城下町を含み、寺社仏閣などの歴史・文化資源も数多く残されているとともに、商店街が形成されているなど、丸岡地区における古くからの中心的な地区となっています。

本区域では、天守閣から見下ろした際に城下町らしさが感じられる眺望、各所で天守閣が顔を覗かせる城下町の特性と調和した街なみを実現するため、地区内の道路や小公園、集会所などの地区施設の修景整備に取り組むとともに、武家屋敷地区、町家地区それぞれの特性に調和した民間建築物の修景等に対して助成を行うなど、各種施策の展開による個性的な街なみの形成を進めてきました。

今後とも、地区特性を活かし、城下町らしい風情のある景観づくりを進めるため、きめ細かな景観誘導を進める「城周辺地区特定景観計画区域」として指定します。

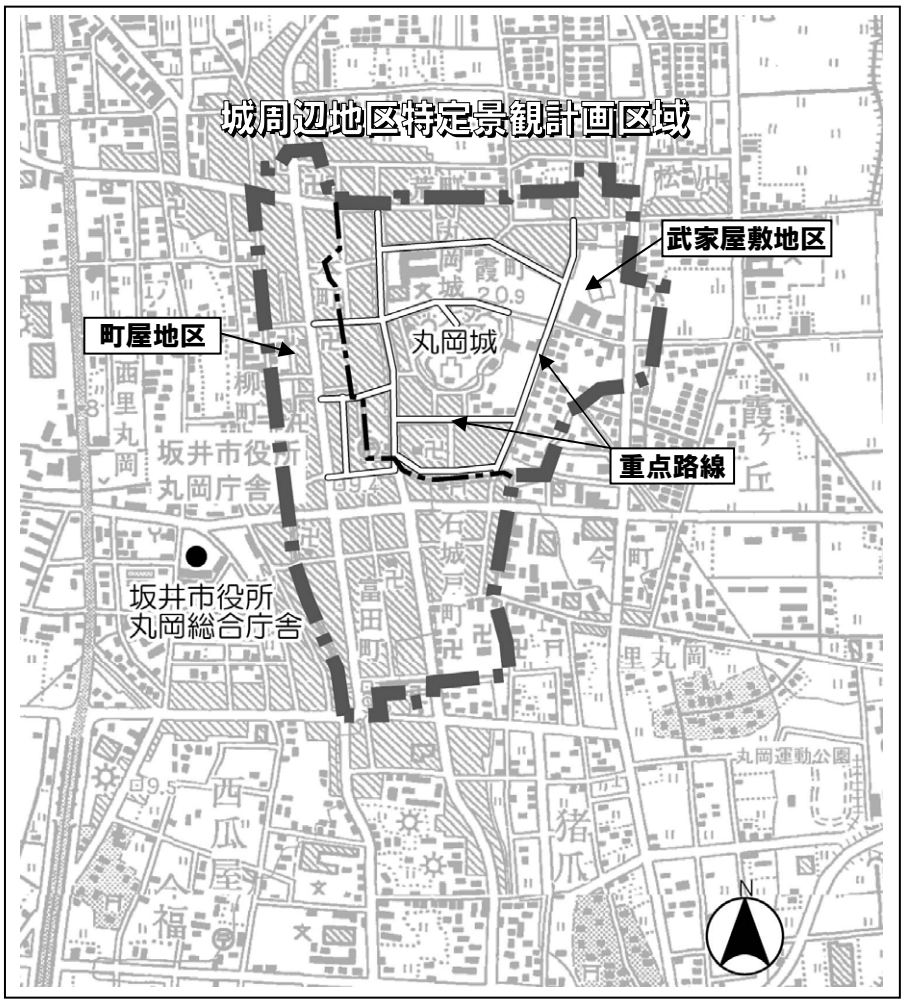

■景観計画区域の範囲

第２章　良好な景観の形成に関する方針（法第８条第２項第２号）

第１節　坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）

1　景観づくりの基本理念

・戦後のまちづくりは、道路や工業団地などの目覚しい経済発展を支える都市基盤の整備、急速な都市化と環境との調和を図る下水道の整備などを重点的に進め、これらの公共施設は、今や量的には一定の水準に達し、私たちの暮らしは随分と便利になりました。

・一方で、わたしたちは今ひとつ豊かさを実感し切れていないことも事実です。幸福感は、便利さのみで得られるものではなく、心の豊かさにも起因します。これまでの経済性や利便性を重視したまちづくりから、まちに暮らし、働く人々が豊かさを実感できるような、感動や安らぎを与える質の高いまちづくりへと方向転換していくことが求められています。

・美しい景観は、人の心を躍らせたり、ホッと和ませたりする効果があります。景観づくりは、質を高めるまちづくりを進める上で、最も重要な役割を担います。

・市民が心のゆとりや安らぎを覚え、地域への誇りと愛着を強く持つことができるまち、そんなまちを実現するため、本市の景観づくりの基本理念を以下のように定めます。

2 景観づくりの基本目標

雄大な自然、培われた歴史文化を大切に守り育てる

・四季折々の美しさを広い地域から望むことができる東部の山麓樹林地や、日本海の荒波が形づくった海岸線、黄金色の稲穂がそよぐ田園、清らかな河川の流れといったうるおいと命の力強さが感じられる自然、先人の文化や営みを偲ばせる歴史的街なみ、天守閣など、かけがえのない景観資源の重要性を再認識し、その良好な景観にさらに磨きをかけて次の世代へと引き継ぎます。

暮らしに身近な景観を美しく

・市民が豊かさを感じながら暮らすためには、ふとした瞬間に“安らぎ”や“癒し”を感じるような美しい生活環境を形成することが重要です。今後、新しくつくるものはもちろん、今ある建築物や公共施設等の更新を通じて、つねに「美しくあるか」を問いかけながら、着実に美しいふるさと坂井づくりを進めます。

坂井市のイメージを高めるシンボル景観の形成

・坂井市の市域は東西に広く、魅力的な景観資源が多様に存在しています。人口減少時代には、これらの景観資源を効果的に活かして都市イメージを高めることが重要となるため、特に魅力的な景観資源や視点場、交通結節点、幹線道路沿道などは積極的に良好な景観形成を進めます。

市民の誇りと愛着を育む感動の景観まちづくり

・高まりつつある市民のまちづくり機運と豊かな生活環境へのニーズ。市民が主体となった身近な景観づくり活動を通じて小さな感動体験を積み重ねながら、市民主役のまちづくりに積極的意義を共有し、誇りと愛着を感じる“わがまち”の実現に取り組みます。

3 景観づくりの基本方針

エリアごとの景観づくりの方針

景観づくりの基本理念や基本目標を踏まえつつ、市民、企業、行政が役割を分担しながら、エリアごとの景観特性を活かした取り組みを進めます。

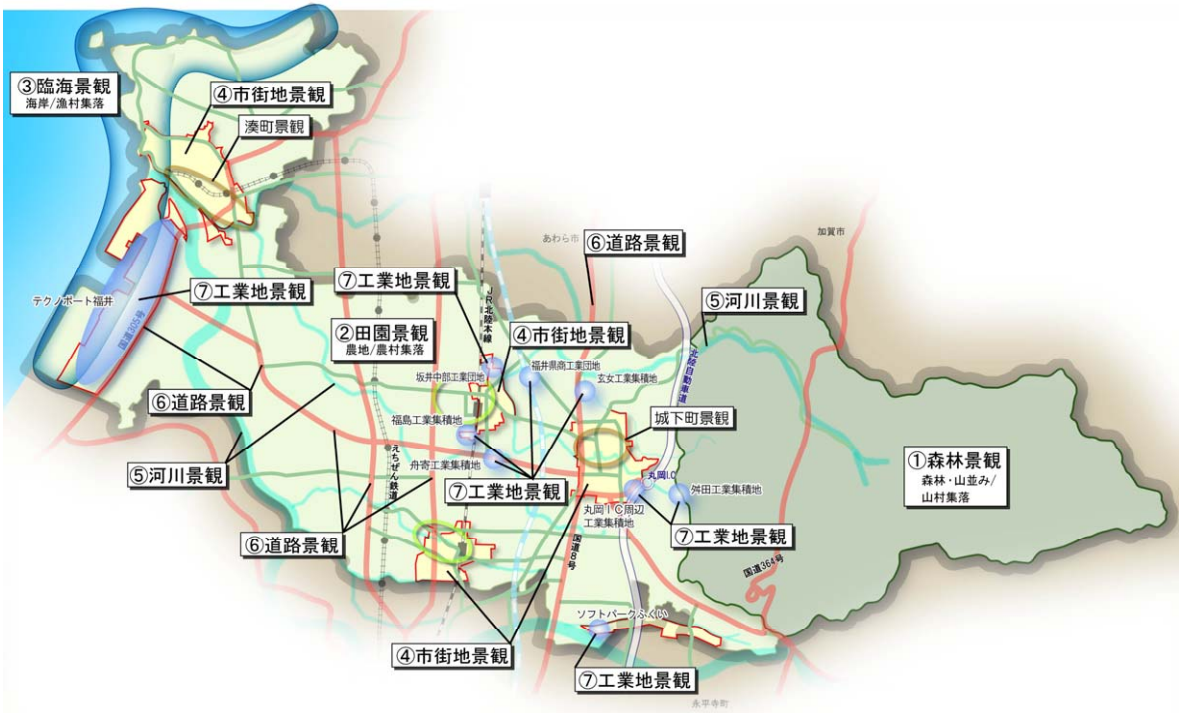

1）森林景観（森林・山なみ、山村集落）

・広く平野部一帯から見ることができる東部の加越山地の森林・山なみは、市民共有の眺望景観の対象として山林の適切な管理に努め、いつまでも変わらないふるさとの景観を次代に引き継いでいきます。

・山際や山間の集落地では、周辺景観と調和した緑豊かな景観の維持に努めます。

2）田園景観（農地、農村集落）

・本市の中央部に展開される広大な農地が広がる景観は、“坂井市らしさ”の根幹をなす景観であり、優良農地の適切な管理、景観に配慮した農業用施設の整備に努め、いつまでも変わらないふるさとの景観を次代に引き継いでいきます。

・農村集落地では、敷地の緑化やシンボル的な巨樹、巨木を保全するなど、周辺景観と調和した緑豊かな景観の維持に努めます。

３）臨海景観（海岸、漁村集落）

・切り立った断崖が自然の荒々しさを感じさせる岩場、汀線が緩やかなカーブを描く砂浜は、日本の渚百選にも選出される観光資源として活用を図るとともに、市民共有のかけがえのない景観資源として、松林を含めて適切な管理に努め、いつまでも変わらないふるさとの景観を次代に引き継いでいきます。

・海と暮らす漁村集落地では、傾斜する地形に寄り添うように形成された特徴的な集落景観の維持に努めます。

４）市街地景観（街なか、歴史的街なみ（湊町、城下町））

・歩いて暮らせる便利で快適な居住の場として、楽しく散策できる歩行空間の充実に取り組むとともに、公園、公共施設の敷地や民有地の緑化を進めるなど、身近な景観の向上に努めます。

・地域のシンボルとなっている建造物のライトアップ、街なみ景観と調和し、洗練された落ち着きや夜の静寂を楽しめる夜間照明の実施、過度に眩しい照明をひかえるなど、良好な夜景づくりに取り組みます。

・湊町や城下町の歴史的な雰囲気を残す特色ある街なみは、そこに暮らす地域住民の誇りと愛着を大切にしながら、歴史・文化が薫る景観づくりに取り組みます。

５）河川景観

・九頭竜川、竹田川、兵庫川、田島川、磯部川及び八ケ川支川北川など豊かな河川環境は、周辺景観と調和したうるおいと安らぎが感じられる空間として、良好な景観づくりを行います。

６）道路景観

・主要な幹線道路沿道は、多くの人が行き交う重要な視点場として位置づけ、地域の景観特性に応じ、市街地では、沿道の建築物や屋外広告物などの誘導、緑豊かな街路樹整備などを進め、郊外部では、恵まれた自然景観と調和した道路空間を演出し、個性豊かで日々の生活に楽しさを感じることができる景観づくりに取り組みます。

・身近な道路空間は、花や緑でうるおいを演出し、地域への誇りと愛着が感じられる人にやさしい景観づくりに取り組みます。

７）工業地景観

・産業拠点として計画的に整備された工場地は、周囲の景観への影響に配慮し、敷地周囲の積極的な緑化や建築物の適切な誘導、アクセス道路沿道や法面の緑化などにより、総合的な視点から緑豊かな景観づくりに取り組みます。

第２節　湊町地区特定景観計画区域

1　景観づくりの目標

緑の丘に抱かれた湊町文化の息づくまち みくに

2　景観づくりの方針

１）三国祭の舞台となる湊町らしい街なみ景観の継承と創出

・北陸を代表する祭りである三国祭の舞台であり、湊町の繁栄を偲ばせる歴史的な市街地の趣のある特徴的な街なみ景観を将来にわたって保全し、新たな建築物等は、街なみ景観との調和に配慮します。

２）中心的な商業業務地にふさわしい活気とにぎわいのある街なみ景観の創出

・えちぜん鉄道三国駅の駅前広場や駅前通りの周辺は、地区の中心的な商業業務地であるとともに、来訪者にとっての駅から水辺への主要なアプローチであることから、周辺の歴史的な市街地と調和した「にぎわい」の景観軸を演出します。

３）うるおいと落ち着きのある居住環境の保全・育成

・うるおいと落ち着きが感じられる生活空間として、既存の樹林や生垣の保全、花や緑で敷地を美しく飾るなど、良好な居住環境の保全と育成に努めます。

第３節　城周辺地区特定景観計画区域

1　景観づくりの目標

古城を中心とした
上質なにぎわい景観の創出

2　景観づくりの方針

１）天守閣への見通しを大切にする城下町の街なみづくり

・街なかを散策すれば、各所で天守閣が顔を覗かせ、城下町らしい絵になる景観が展開されるように、天守閣が美しく見える眺望ポイントの形成に努めます。

・建築物の屋根は、瓦葺に努めるなど、天守閣から城下町を見下ろしたときの美しい眺望景観を守ります。

２）水と緑を取り入れた楽しく歩ける街なみづくり

・かつて外堀として使われた田島川の水辺を取り込んで散策路を形成するとともに、花や緑で敷地を美しく飾るなど、楽しく歩くことができる街なみの形成に努めます。

３）もてなしの心が見えるにぎわいの街なみづくり

・地区内の商店街では、城下町らしい店構えやサービスを提供するなど、丸岡城を訪れる観光客等へのもてなしの心づかいが感じられる街なみの形成に努めます。

第３章　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

（法第８条第２項第３号）

第１節　坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）

1　届出の対象となる行為

市域全域を対象とした坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）における、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される以下の行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物	・新築、増築、改築、移転又は外観の変更で、以下のいずれかに該当するもの。 ア）地盤面からの高さが 13mを超えるもの イ）階数が４以上のもの ウ）延べ床面積が 1,000 ㎡を超えるもの
工作物	・煙突、高架水槽、その他これらに類するもので、地盤面からの高さ（建築物と一体になっている場合は、その高さの合計）が 13mを超えるもの。 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、地盤面からの高さ（建築物と一体になっている場合は、その高さの合計）が 13mを超えるもの。 ・街路灯、照明灯その他これらに類するもので、地盤面からの高さ（建築物と一体になっている場合はその高さの合計）が 13mを超えるもの。 ・記念塔、彫刻、モニュメントその他これらに類するもので、地盤面からの高さ（建築物と一体になっている場合は、その高さの合計）が 13mを超えるもの。 ・製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するもので、地盤面からの高さ（建築物と一体になっている場合は、その高さの合計）が 13mを超えるもの、又は築造面積が 1,000 ㎡を超えるもの。 ・垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもので、地盤面からの高さが２mを超え、かつ、延長が 30mを超えるもの。
開発行為	・都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為で、同法第２９条第１項の規定に基づく許可が必要となる開発事業。 ・建築基準法第 42 条第１項第５号の指定を受けようとする道路を築造するもので、自己用外の２宅地以上の宅地開発事業。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	・当該行為に係る区域の面積が 1,000 ㎡を超えるもの。 ・当該行為に伴い高さが３mを超え、かつ、延長が 30mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの。
屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積	・地盤面からの高さが３mを超えるもの又は使用面積が 1,000 ㎡を超えるもので農林業を営む以外に行う行為又は当該行為の期間が 30 日を超えるもの。

2 良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準）

坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）において届出の対象となる行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

①建築物の新築、改築、増築、移転又は外観の変更

対象	景観形成基準
配置・建築物全体	・海岸や河川、丘陵の樹林やスカイラインなどの優れた自然景観や、歴史的建造物の眺めが得られる場所においては、これらへの景観を損なうことのない様に、眺望確保に配慮した配置上の工夫を行う。
	・地域のまちづくりの方向性を踏まえて、将来の望ましい地域景観を見据えた形態や意匠とする。
	・調和の取れた街なみ景観の保全に資するとともに、地域のシンボルとなるよう、形態や意匠に配慮する。
	・建築物の屋根や外壁などに用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な施設景観を維持する。
	・建築物の屋根や外壁などに用いる色彩は、まとまりのある、落ち着いた色彩を基調色とし、周辺の景観との調和を図る。
	・道路などの公共空間との境界部分は、できる限り建物を後退させて空間を設け、ゆとりある空間を演出する。
敷地境界部	・駐車場や自転車置き場、ごみ置き場や建築設備などの付属建築物は、景観に配慮した配置・形態・意匠とする。
屋根・外壁	・窓等の開口部は、大きさ・形状・デザイン等について建築物と一体的なものとし、壁面が大きな面積で露出する場合は、威圧感・圧迫感の低減を図るよう壁面表面の意匠の工夫を行う。
	・屋外階段を設ける場合には、建築物と一体的な形態・意匠とする。
	・空調設備や冷暖房施設等の建築設備を設ける場合には、道路等の公共空間から目立つ位置に露出させない。やむを得ない場合は、遮へい措置を行う。
緑化	・緑景観の保全に配慮する。
	・敷地内や敷地の周囲は、できる限り緑化する。

②工作物の新築、改築、増築、移転又は外観の変更

対象	景観形成基準
形態・意匠	・突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、周囲の建築物や背景となっている山林、丘陵地の稜線からなるスカイラインを乱さないようにする。 ・道路等の公共空間から容易に見える位置に塀、擁壁を設ける場合は、自然石風の意匠とするなど、周辺の景観との調和に配慮する。
材料	・工作物の屋根や外壁等に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な景観を維持する。
色彩	・工作物の屋根や外壁、柵、擁壁等に用いる色彩は、まとまりのある、落ちついた色彩を基調色とし、周辺の景観との調和を図る。
緑化	・工作物の周辺においては、できる限り緑化に努める。 ・道路等の公共空間から容易に見える位置に垣（生垣を除く）、柵、塀、擁壁を設ける場合は、道路等の公共空間との間に植栽するなどの工夫をするよう努める。

③開発行為

対象	景観形成基準
切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度	・道路等の公共空間から容易に見える位置に切土若しくは盛土によってのり面や擁壁が生じる場合、その高さ３ｍ以内ごとに幅１ｍ以上の小段を設け、圧迫感を極力抑え、地形的特徴との調和を図るよう工夫する。 ・のり面の緑化や擁壁に石材等の自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。
建築物の敷地面積の最低限度	・予定する建築物の敷地面積は、200 ㎡以上とする。ただし、開発区域周辺の状況等によりやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

対象	景観形成基準
方法	・当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置を行う。 ・道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽する。
復元	・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽する。

⑤屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積

対象	景観形成基準
方法	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積又は貯蔵をはじめる。 ・積み上げに際しては、できる限り整然とした集積又は貯蔵とする。
緑化	・敷地周囲の緑化を行うなど、周辺景観と調和した遮蔽措置を行う。

第２節　湊町地区特定景観計画区域

1　届出の対象となる行為

湊町地区特定景観計画区域においては、以下の行為を届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物	・新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの。 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で当該行為に係る部分の面積が 10 ㎡を超えるもの。
工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	・煙突、高架水槽の類、柱の類、街路灯、照明灯の類、記念塔、彫刻の類、電柱の類で、当該行為に係る部分の地盤面からの高さが５ｍを超えるもの。 ・垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもので、当該行為に係る部分の地盤面からの高さが 1.5ｍを超えるもの又は長さが５ｍを超えるもの。 ・製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するもので、当該行為に係る部分の地盤面からの高さが５ｍを超えるもの又は築造面積が 10 ㎡を超えるもの。
開発行為	・都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為で、同法第２９条第１項の規定に基づく許可が必要な開発事業。 ・建築基準法第 42 条第１項第５号の指定を受けようとする道路を築造するもので、自己用外の２宅地以上の宅地開発事業。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	・当該行為に係る区域の面積が 1,000 ㎡を超えるもの。 ・当該行為に伴い高さが３ｍを超え、かつ、延長が 30ｍを超えるのり面又は擁壁を生じるもの。
屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積	・地盤面からの高さが３ｍを超えるもの又は使用面積が 1,000 ㎡を超えるもので農林業を営む以外に行う行為又は当該行為の期間が 30 日を超えるもの。
木竹の植栽又は伐採	・道路等の公共空間から容易に見える位置にある木竹の植栽又は伐採。 ・ただし、樹高が 10ｍ未満で、地上 1.2ｍの高さにおける幹の周囲が 0.5ｍ以下の独立木の伐採を除く。

2 良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準）

湊町地区特定景観計画区域において、届出対象となる行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

対象		景　観　形　成　基　準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替、色彩の変更	規模及び配置	・歴史的街なみ景観を阻害しないよう、建築物の規模及び位置に配慮する。 ・山車巡行路に面する建築物の高さ及び壁面の位置は、やむを得ない場合を除き、隣接する建築物に揃える。 ・やむを得ず建築物を後退させる場合は、街なみの連続性を損なわないよう、門・塀等を設置する。
	色彩	・建築物の屋根及び外壁の色彩は、歴史的景観や周辺の資源環境と調和するよう、落ち着いた色彩を基調とする。
	形態・意匠	・建築物全体として、和風を基本とし、歴史的景観や街なみの連続性等、地区・界隈の景観特性に配慮した形態、意匠とする。 ・山車巡行路に面する建築物は、三国の伝統的な建築様式に配慮した形態、意匠とする。 ・門・塀は、周囲の景観と調和するよう、できる限り伝統的意匠で修景する。 ・山車巡行路に面する建築設備等は、周囲から目立たないよう配慮する。 ・突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、伝統的街なみや、九頭竜川、竹田川の対岸から望見する際に背景となっている丘陵地の樹林、スカイラインを乱さないようにする。
開発行為 切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度		・本区域の景観を特徴づける丘陵地形をできる限り継承・保全し、道路等の公共空間から容易に見える位置に切土若しくは盛土によってのり面や擁壁が生じる場合、のり又は擁壁の高さは 1.5m以下とし、水平面となす角度を極力小さくする。 ・のり面の緑化や擁壁に石材等の自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。

対象		景　観　形　成　基　準
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	方法	・当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置を行う。 ・道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽する。
	復元	・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽する。
屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積	方法	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積又は貯蔵をはじめる。 ・積み上げに際しては、できる限り整然とした集積又は貯蔵とする。
	緑化	・敷地周囲の緑化を行うなど、周辺景観と調和した遮蔽措置を行う。
木竹の伐採又は植栽		・道路等から望見できる木竹の樹種、樹齢、樹形等の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるシンボルとして親しまれているものは伐採しないこととし、やむを得ず伐採する必要が生じたときは、必要最低限の伐採にとどめる。 ・木竹の植栽に際しては、地域の植生に適した樹種を植栽する。
景観法によらないその他の基準		修景措置 ・屋外駐車場は、周囲の景観と調和するよう、できる限り伝統的意匠で修景する。

第３節　城周辺地区特定景観計画区域

1　届出の対象となる行為

城周辺地区特定景観計画区域においては、以下の行為を届出の対象とします。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>行為の種類ごとの届出対象となる行為</th></tr>
<tr><td rowspan="3">城周辺地区特定景観計画区域</td><td>武家屋敷地区</td><td rowspan="3">
<table>
<tr><th>行為の種類</th><th>届出の対象となる行為</th></tr>
<tr><td>建築物</td><td>・新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの。
・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で当該行為に係る部分の面積が 10 ㎡を超えるもの。</td></tr>
<tr><td>工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</td><td>・煙突、高架水槽の類、柱の類、街路灯、照明灯の類、記念塔、彫刻の類、電柱の類で、当該行為に係る部分の地盤面からの高さが5mを超えるもの。
・垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもので、当該行為に係る部分の地盤面からの高さが 1.5mを超えるもの又は長さが5mを超えるもの。
・製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するもので、当該行為に係る部分の地盤面からの高さが5mを超えるもの又は築造面積が 10 ㎡を超えるもの。</td></tr>
<tr><td>開発行為</td><td>・都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為で、同法第29条第1項の規定に基づく許可が必要な開発事業。
・建築基準法第 42 条第1項第5号の指定を受けようとする道路を築造するもので、自己用外の2宅地以上の宅地開発事業。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>町屋地区</td></tr>
<tr><td>重点路線地区</td><td>
<table>
<tr><td>土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更</td><td>・当該行為に係る区域の面積が 1,000 ㎡を超えるもの。
・当該行為に伴い高さが3mを超え、かつ、延長が30mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの。</td></tr>
<tr><td>屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積</td><td>・地盤面からの高さが3mを超えるもの又は使用面積が 1,000 ㎡を超えるもので農林業を営む以外に行う行為又は当該行為の期間が 30 日を超えるもの。</td></tr>
<tr><td>木竹の植栽又は伐採</td><td>・道路等の公共空間から容易に見える位置にある木竹の植栽又は伐採。
・ただし、樹高が 10m未満で、地上 1.2mの高さにおける幹の周囲が 0.5m以下の独立木の伐採を除く。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

2 良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準）

城周辺地区特定景観計画区域において、届出対象となる行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

(1) 武家屋敷地区

		景　観　形　成　基　準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替、色彩の変更		・突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、城下町の街なみや天守閣への眺望を乱さないようにする。 ・屋根は、主に銀鼠色の瓦を用いた勾配屋根とする。 ・建築物は３階以下を原則とする。 ・建築物の形状は、総２階、総３階建てを避け下屋を設けるようにする。 ・建築物の壁面は落ち着いた色彩とする。 ・板塀・土塀・生垣等武家地にふさわしい塀・柵を設ける。 ・車庫を設ける場合は、塀・垣との一体性を考慮する。 ・敷地の緑化に努める。
開発行為 切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度		・道路等の公共空間から容易に見える位置に切土若しくは盛土によってのり面や擁壁が生じる場合、のり又は擁壁の高さは 1.5m以下とし、水平面と成す角度を極力小さくする。 ・のり面の緑化や擁壁に石材等の自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	方法	・当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置を行う。 ・道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽する。
	復元	・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽する。
屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積	方法	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積又は貯蔵をはじめる。 ・積み上げに際しては、できる限り整然とした集積又は貯蔵とする。
	緑化	・敷地周囲の緑化を行うなど、周辺景観と調和した遮蔽措置を行う。
木竹の植栽又は伐採		・道路等から望見できる木竹の樹種、樹齢、樹形等の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるシンボルとして親しまれているものは伐採しないこととし、やむを得ず伐採する必要が生じたときは、必要最低限の伐採にとどめる。 ・木竹の植栽に際しては、地域の植生に適した樹種を植栽する。
景観法によらないその他の基準		・駐車場・空き地で街なみを分断しないように配慮する。塀等で囲むか、広場的仕上げを行う。

(2)町屋地区

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>景　観　形　成　基　準</th></tr>
<tr><td colspan="2">建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替、色彩の変更</td><td>・突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、城下町の街なみや天守閣への眺望を乱さないようにする。
・屋根は、主に銀鼠色の瓦を用いた勾配屋根とする。
・建築物の壁面は落ち着いた色彩とする。
・建築物は４階以下を原則とする。
・建築物の形状は、周囲との調和を図る。３階以上の部分は、前面道路から後退させる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">開発行為
切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度</td><td>・道路等の公共空間から容易に見える位置に切土若しくは盛土によってのり面や擁壁が生じる場合、のり又は擁壁の高さは 1.5m以下とし、水平面と成す角度を極力小さくする。
・のり面の緑化や擁壁に石材等の自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更</td><td>方法</td><td>・当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置を行う。
・道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽する。</td></tr>
<tr><td>復元</td><td>・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積</td><td>方法</td><td>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積又は貯蔵をはじめる。
・積み上げに際しては、できる限り整然とした集積又は貯蔵とする。</td></tr>
<tr><td>緑化</td><td>・敷地周囲の緑化を行うなど、周辺景観と調和した遮蔽措置を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">木竹の植栽又は伐採</td><td>・道路等から望見できる木竹の樹種、樹齢、樹形等の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるシンボルとして親しまれているものは伐採しないこととし、やむを得ず伐採する必要が生じたときは、必要最低限の伐採にとどめる。
・木竹の植栽に際しては、地域の植生に適した樹種を植栽する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">景観法によらないその他の基準</td><td>・駐車場・空き地で街なみを分断しないように配慮する。</td></tr>
</table>

(3) 重点路線地区

		景　観　形　成　基　準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替、色彩の変更	形態・意匠	・突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、城下町の街なみや天守閣への眺望を乱さないようにする。
	屋根	・切妻、入母屋屋根のもので、越前瓦系日本瓦葺（グレー系）とする。 ・一般に下屋・庇を設けることとする。
	壁面	・素材は、和風の外壁イメージを有するものとする。 ・化粧柱、腰板張り（塀設置の場合は不要）を設ける。 ・色彩は白系とし、化粧柱や腰板張り、建具類を含め３色以内とする。 ・３階以上の建物は、３階以上の壁面を後退させる。
	建具	・建具は和風のイメージを有するものとする。
	塀	・塀は別に定める誘導マニュアルに準じたものとする。
	生垣	・樹種は問わないが、樹高 1.5m以上とする。
開発行為 切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度		・道路等の公共空間から容易に見える位置に切土若しくは盛土によってのり面や擁壁が生じる場合、のり又は擁壁の高さは 1.5m以下とし、水平面と成す角度を極力小さくする。 ・のり面の緑化や擁壁に石材等の自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	方法	・当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置を行う。 ・道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽する。
	復元	・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽する。
屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積	方法	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積又は貯蔵をはじめる。 ・積み上げに際しては、できる限り整然とした集積又は貯蔵とする。
	緑化	・敷地周囲の緑化を行うなど、周辺景観と調和した遮蔽措置を行う。
木竹の植栽又は伐採		・道路等から望見できる木竹の樹種、樹齢、樹形等の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるシンボルとして親しまれているものは伐採しないこととし、やむを得ず伐採する必要が生じたときは、必要最低限の伐採にとどめる。 ・木竹の植栽に際しては、地域の植生に適した樹種を植栽する。

第４章　景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に関する事項

（法第８条第２項第４号）

1　景観重要建造物の指定の方針

①保全に関する考え方

本市には、歴史的価値の高い建造物のほか、優れた技術を用いて造られたもの、地域固有の伝統的な態様を有しているもの、近代都市としての発展を象徴するもの、地域住民に親しまれている建造物が多数あることから、地域の個性ある景観づくりの核として、これらの良好な保全に努めます。

②指定に当たっての基本方針

道路など公共の場所から容易に見ることができ、景観上優れた外観を有し、以下の項目のいずれかに該当するものについて指定を行います。指定に当たっては、景観委員会や関連分野の専門家などの意見を聴き、当該建造物の所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められたものを景観重要建造物として指定します。

①歴史的、文化的価値を有していると認められる建造物
②地域の景観形成を推進する上でシンボルとなり得ると認められる建造物
③地域における伝統的な様式を継承していると認められる建造物
④市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる建造物

2　景観重要樹木の指定の方針

①保全に関する考え方

市内には、樹齢や樹容など優れた巨木や名木のほか、地域のシンボルとなっているもの、地域住民に親しまれ、憩いや交流の場となっているものなど、地域の景観を形成する上で重要な要素となる樹木が多数生育しており、地域の個性ある景観づくりの核として、これらの良好な保全に努めます。

②指定に当たっての基本方針

景観重要建造物と同様、道路など公共の場所から容易に見ることができ、景観上優れた外観を有し、以下の項目のいずれかに該当するものについて指定を行います。指定に当たっては、景観委員会や関連分野の専門家などの意見を聴き、当該樹木の所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められたものを景観重要樹木として指定します。

①樹種、樹齢、樹容などからみて景観上優れていると認められる樹木
②地域のシンボルとなっていると認められる樹木
③市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる樹木

第５章　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第８条第２項第５号）

市民、事業者、専門家及び行政が創意工夫により協働して取り組む努力基準を定め、適正な屋外広告物の表示等を目指すこととし、屋外広告物法に係る条例制定の権限移譲後に（仮称）「坂井市屋外広告物条例」の制定に向けた取り組みを進めます。

屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方
・屋外広告物は、良好な景観形成を図る上で重要な要素となるとともに、市民の日常生活に関する情報を発信し、特に駅周辺や幹線道路の沿道などにおいては、にぎわいを演出する重要な景観要素にもなっています。 ・しかしながら、現状としては、設置される場所や規模、色彩などにおいて統一感なく設置され、結果として市民にとって見苦しくなっている例が多くあります。 ・このため、周辺景観と調和した良好な景観形成はもとより、道路利用者などの安全性や市民の見やすさなどの視点から一定の基準を設け、本市のにぎわい感を損ねることなく周辺景観と調和や景観づくりへの配慮が感じられる適正な設置を誘導します。

第１節　坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）

1　届出の対象となる行為

坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）においては、以下の規模の物件を対象として、「屋外広告物の表示及び新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは色彩の変更」の行為を届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象とする行為
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件	・地盤面からの高さが４ｍを超えるもの又は表示面積が 30 ㎡を超えるもの（壁面に表示する場合は、表示面積の合計が同一壁面面積の２分の１以上でかつ 30 ㎡を超えるもの） ・ただし、次に掲げる行為を除く (1) 広告期間が 30 日を超えて継続しないもの (2) 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件 (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件 (4) 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物件

2 良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる屋外広告物に関する景観形成基準は、以下のとおりとします。

対象	景　観　形　成　基　準
広告物全体	・広告物全体として、周辺の景観との調和に配慮したものとする。 ・付属広告物は、建築物と一体的な意匠とする。 ・必要最低限の数、大きさにとどめる。
材料	・広告物に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な施設景観を維持する。
色彩	・広告物に用いる色彩、また照明や電飾を設置する場合には、周辺の景観との調和に配慮する。

第２節　湊町地区特定景観計画区域

1　届出の対象となる行為

湊町地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される「屋外広告物の表示及び新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは色彩の変更」に係るすべての行為を届出の対象とします。

ただし、次に掲げる行為は除きます。

(1)広告期間が 30 日を超えて継続しないもの

(2)法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件

(3)公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件

(4)非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物件

2　良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる屋外広告物に関する景観形成基準は、以下のとおりとします。

対象	景　観　形　成　基　準
規模及び配置	・歴史的街なみ景観を阻害しないよう、広告物の規模及び配置に配慮する。 ・屋上に広告物を設置する場合は、対岸から望見するときに、背景となる丘陵地の自然景観との調和に配慮する。 ・必要最低限の数、大きさにとどめる。
材料	・広告物に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な施設景観を維持する。
色彩	・広告物の色彩は、歴史的街なみ景観や周辺の景観資源と調和するよう、落ち着いた色彩を基調とする。
形態	・広告物全体として、和風を基本とし、歴史的街なみ景観の連続性等、地区・界隈の景観特性に配慮した形態、意匠とする。

第３節　城周辺地区特定景観計画区域

1　届出の対象となる行為

城周辺地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される「屋外広告物の表示及び新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは色彩の変更」に係るすべての行為を届出の対象とします。

ただし、次に掲げる行為は除きます。

(1)広告期間が 30 日を超えて継続しないもの

(2)法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件

(3)公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件

(4)非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物件

2　良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる屋外広告物に関する景観形成基準は、以下のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>景　観　形　成　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">特定景観計画区域
城周辺地区</td><td>武家屋敷地区</td><td rowspan="3">
<table>
<tr><th>対象</th><th>景　観　形　成　基　準</th></tr>
<tr><td>規模及び配置</td><td>・城下町にふさわしい良好な街なみ景観の形成に資するよう、広告物の規模及び配置に配慮する。
・天守閣からの眺望、天守閣への見通し景観を阻害しないよう、屋上に看板・広告物を設置しない。
・塀・柵等に看板・広告物を貼り付けない。
・必要最低限の数、大きさにとどめる。</td></tr>
<tr><td>材料</td><td>・広告物に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な施設景観を維持する。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>・広告物の色彩は、城下町にふさわしい良好な街なみ景観の形成に資するよう、落ち着いた色彩を基調とする。</td></tr>
<tr><td>形態</td><td>・広告物全体として、和風を基本とし、城下町にふさわしい良好な街なみ景観の連続性等、地区・界隈の景観特性に配慮した形態、意匠とする。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>町屋地区</td></tr>
<tr><td>重点路線地区</td></tr>
</table>

第６章　景観重要公共施設の整備に関する事項（法第８条第２項第５号）

1　景観重要公共施設の整備に関する事項

①基本的事項

地域における景観の形成上重要な役割を担う道路、公園、河川、漁港等の公共施設について、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけます。具体的には、当該公共施設の管理者や景観委員会等の意見を聴きながら、地域の景観特性に応じた整備基準を個別に定めるものとします。

公共施設における電柱や広告塔、バス停留所その他の占有物件が、良好な景観の形成にとって重要な要素となることから、整備基準と同様に、今後、これらの占用物件の許可の基準を定めるものとします。

また、（仮称）都市景観サイン整備計画の策定に取り組み、統一的で周辺景観と調和したデザインのゲートサインや誘導サインを、本市の玄関口や多くの人が利用する施設への経路に整備します。

第７章　実現に向けて

1　「協働」による景観づくりの推進

（１）今後の景観づくりにおける「協働」の考え方

豊かさや暮らしやすさが実感できる“美しいふるさと坂井”は、行政の取り組みだけで実現されるものではなく、市民の主体的な取り組みがあって初めて実現されるものであるため、市民の前向きな想いや主体的な活動を、行政が適切に支えていくことが重要です。

市民の主体性を育むためには、活動の状況や地域の実情などをしっかりと見つめ、様々に考えられる支援のかたちから、必要とされる支援で行政にしかできないものを適切に選択する必要があります。

市民の主体性を育むためにすべきことや行政としての適切な支援のかたちを絶えず考え、創意工夫のもとで真に必要となる支援制度や施策の見直しを行いながら、市民と行政がともに成長していける創造的な関係こそが、今後の景観づくりを進める上で必要となる「協働」であると考えます。

私たちは、この「協働」によって“美しいふるさと坂井”を実現していきます。

（２）市民主役の景観づくりの推進

わがまちに誇りと愛着を持ち、暮らしやすさを高めていこうとする市民の前向きかつ継続的な活動の風景そのものが“美しいふるさと坂井”として人々の心に記憶されるものであり、また、その活動の積み重ねによって、“美しいふるさと坂井”が創造され、市民主役のまちづくりが文化として培われていきます。

家の周囲の緑化やガーデニング、身近な地域の公園などの清掃活動やゴミ拾い、地域のシンボルとなっている樹木の手入れなども立派な景観づくりです。

自分たちができることから実践してみること、そして想いを共有できる仲間とともに身近な地域を見つめ直したり、目指す地域の姿について夢や希望を語りあうなど、わがまちへの誇りや愛着を胸に一歩ずつ成長していく姿が、“美しいふるさと坂井”を支える「市民」の姿であり、私たちが目指す市民主役の景観づくりに繋がります。

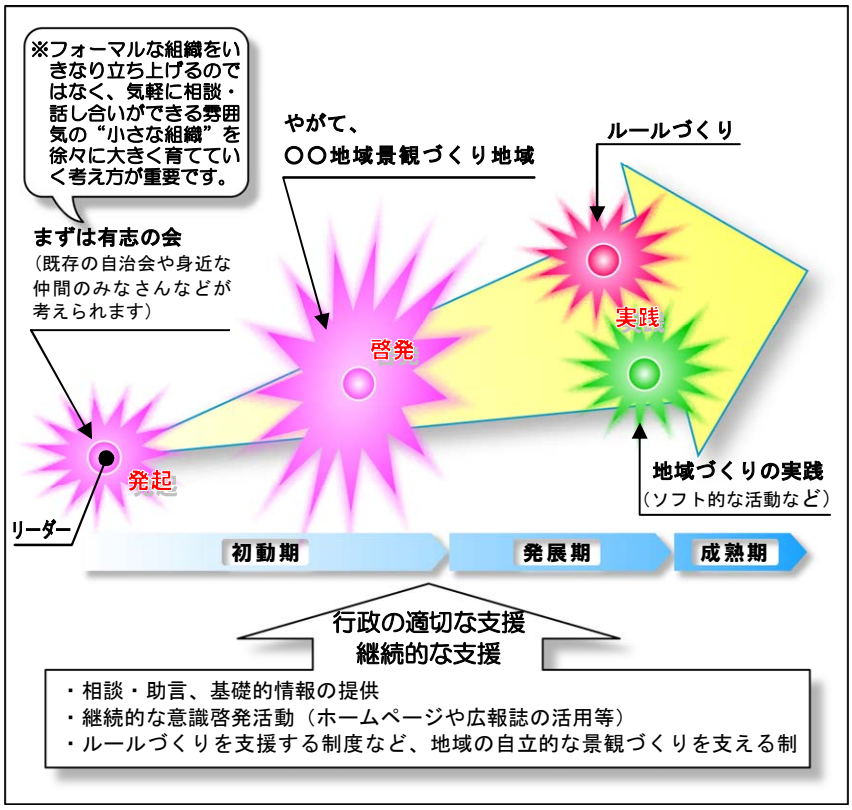

■身近なところから始める景観づくりのイメージ

（３）行政の果たすべき役割

市民のわがまちに対する誇りや愛着、主体性を育んでいくためには、市民に景観に対する意識を変える機会や身近な景観を見つめ直す機会を提供するなど、あらゆる機会を効果的に活用しながら景観に対する意識を継続的に醸成していく必要があります。

また、景観だけでなくまちづくり全般において市民の意見や考えを聴き、話合い、ともに知恵を出し合い施策に反映していくことのできる仕組みの確立、市民の窓口となる庁内各課の連携体制の整備など、市民の主体性を育む恒久的な体制を整える必要があります。

行政は、行政として果たすべき役割を自覚し、“美しいふるさと坂井”の実現に向けて、長期的な展望に立って、積極的かつ継続的に景観づくりを進めるという確固たる意志を内外に宣言し、協働による景観づくりを先導していきます。

■市民主役の景観づくりを促進する多様な取り組み

2　制度・施策の積極的な活用

坂井市では、本景観計画の適正な運用と合わせ、地域の景観特性や実状を勘案しつつ、必要に応じて、景観法に基づく以下の制度を適切に活用し、“美しいふるさと坂井”の実現に向けた取り組みを総合的に推進します。

（１）景観地区（法第 61 条関係）

都市計画区域内の既に一定の美観が存在する地区や今後良好な景観を形成していこうとする地区について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区です。建築物の形態意匠などに対する認定制度によって適切な規制をすることができます。

（２）景観整備機構（法第 92 条関係）

民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はＮＰＯをその申請により指定するものです。良好な景観形成を担う主体として、住民を支援していくことができます。

（３）景観協議会（法第 15 条関係）

景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて様々な立場の関係者を加えて、良好な景観の形成を図るための協議をすることができます。利害の異なる課題について協議・調整を図る共通の場とすることができます。

景観重要公共施設の景観形成基準や具体的な方策などを検討する場合において、市民、企業、当該公共施設管理者、行政などが協働して景観づくりを進めていくため、前向きな協議の場として、積極的な活用を図ります。

（４）景観協定（法第 81 条関係）

景観計画区域における一定の区域において、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該区域における良好な景観の形成に関する協定を締結する制度です。住民自ら自主的な規制を行うことができます。

（５）景観づくり協定（自主条例）

市内の一定の区域において、良好な景観の形成を図るため、土地所有者の３分の２の合意により、当該区域における良好な景観の形成に関する協定を締結する制度です。比較的使いやすい坂井市独自の制度として条例で規定します。

（６）景観づくり地域団体（自主条例）

一定の区域における良好な景観の形成を図ることを目的とした市民が構成する団体等で、その活動が当該地域の景観の形成に有効と認められる団体を、市長が景観づくり地域団体として認定する坂井市独自の制度として条例で規定します。一般住民や行政と協働で、良好な景観形成を担う主体として活躍が期待されます。

（７）表彰及び助成（自主条例）

優れた景観形成に寄与していると認められる建築物等について、その所有者、設計者及び施工者を表彰したり、その他優れた景観の形成に貢献した者を表彰する坂井市独自の制度を条例で規定します。

あわせて、良好な景観の形成に努めようとする者及び景観づくり地域団体に対し、技術的援助を行い又はその行為及び活動に要する経費の一部を助成することができる制度を条例で規定します。

（８）その他の自主制度の継続的検討

市民主役の景観づくりを促進・支援する多様な制度の創設、施策の実施を進めるため、庁内横断的なプロジェクトチームを設置し、実効性の高い制度、施策を企画、検討していきます。制度、施策は実施の効果を評価し、継続的な改善、新たな施策等の立案につなげていきます。

坂井市景観計画

目を閉じて思い浮かぶ美しいふるさと 坂井

かわることのない懐かしさと安心感 未来を予感させる新しさと期待感

平成２０年９月

編集・発行：坂井市建設部都市計画課
〒919-0592
福井県坂井市坂井町下新庄１－１
TEL 0776-50-3050
FAX 0776-66-2925